

政府調達の自主的措置に関するご意見・ご要望への回答

●ホームページのデータベース等による調達案件の情報提供に関して、あまり周知されていないように感じます。また、検索機能の充実など、必要な情報をより一層入手し易いように改善していただけないでしょうか。

(政府回答)

調達案件の情報提供に関しては、各調達機関のホームページ等に掲載しているほか、政府調達に関心を有する供給者の利便に資するため、以下の方法により、個々の調達案件の一元的情報提供等を行っています。

- ・ 官報の政府調達公告版
- ・ 国立印刷局ホームページ版(<https://kanpou.npb.go.jp/>)
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の政府公共調達データベース(<https://www.jetro.go.jp/cgi-bin/gov/govj010e.cgi>)
- ・ 調達情報検索サイト(<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

また、ご指摘のようなご意見を踏まえ、必要な情報をより一層入手し易いように、検索機能の充実等を図っていくこととしており、例えば、平成 26 年には、「調達情報検索サイト」における一部検索機能の拡充などに取り組みました。

今後においても引き続き、より利便性の高い情報提供を推進してまいります。

なお、調達案件についてご不明な点がございましたら、各調達機関窓口までお気軽にお問合せ下さい。

●技術仕様に関して、実際に使用に影響のない仕様まで記載され、実質的に製品指定になっているケースなど、特定メーカーに優位な仕様となることを懸念しています。

(政府回答)

調達機関は、「政府調達に関する協定」(以下「WTO政府調達協定」という。)により、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすような技術仕様を作成してはならないとされています。また、我が国の自主的措置として調達分野ごとに定めているアクション・プログラムにおいても、公平な方法で仕様を作成することなどが決められています。

ご指摘のような場合を含め、これらの規定に違反していると供給者が判断する場合には、苦情を申し立てることができます(注)。

苦情を申し立てるための条件や手続等、政府調達苦情処理制度についてご不明な点がございましたら、内閣府ホームページ(http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html)をご覧ください。

(注)供給者が、政府調達協定等の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが推奨されています。

●政府調達に係る苦情申立てを行っても、苦情処理機関が政府内に置かれているため、公平に扱ってもらえるか不安です。また、苦情申立てを行った場合に、その後、相手方や他の調達機関から不利益な扱いを受けるのではないかと懸念しています。

(政府回答)

政府調達制度の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るため、政府は政府調達苦情検討委員会を設置し、政府調達における苦情の受付・処理体制を整備しています。

政府調達苦情検討委員会は、WTO政府調達協定が求めている「調達の結果にいかなる利害関係も有しない公平なかつ独立した検討機関」です。構成員は、申し立てられた苦情に関して利害関係を有しない有識者であり、外部からの影響を受けずに苦情の検討に当たります。

また、苦情処理制度を活用した事業者を調達機関が商売上不利な立場におくことは、同協定に違反することとなることから、政府としても同協定を遵守すべく、調達機関に対して指導の徹底を図っているところです。

●一般競争入札においては、過当競争による破格の安値入札が横行しているように感じます。適正な価格による競争が担保されるような仕組みを検討していただけないでしょうか。

(政府回答)

国の調達に際しては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、最低の価格で入札した者と契約しないことができるという特例を設けています。これを低入札価格調査制度といいます。

契約手続においては、この制度の適切な活用により安値入札への対応を図ることとしております。

●情報システムの調達にあたり、低入札価格調査制度が機能していないように思いますが、その実効性をどのように確保しようとしているのでしょうか。

(政府回答)

技術力を重視した総合評価落札方式(価格点:技術点=1:3)を適切に活用するとともに、平成27年4月から施行された「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成31年2月25日改定「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」)に基づき、契約の履行が可能であるとする具体的な根拠資料(開発規模、工数、作業工程、作業スケジュール、生産性の詳細等)の提示を求めるなどの措置を講ずることとしております。

●情報システムの調達について、分離調達が推奨されておりますが、分離調達を行った場合、分離されたシステム間で不整合が発生して全体として機能しない事態や、ベンダ間調整に時間を要する等スケジュール遅延が発生することも想定されるため、分離調達の実施は、求められる品質・コスト・納期等のシステム特性に応じて判断されるべきではないでしょうか。

(政府回答)

旧来のルールでは分離調達を推進しておりましたが、これを見直し、平成27年4月から施行された「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成31年2月25日改定「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」)に基づき、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、競争性が確保されコストが低減されるよう合理的な調達単位を検討することとしております。

●情報システムの調達において、事業者の技術力を重視した評価を可能とする新たな総合評価落札方式(価格点:技術点=1:3)が導入されたことは一定の成果ですが、技術点については、最低限の要求要件を満たしているかどうかを判断するための基礎点の配分が高く、結果として事業者の技術力が十分に評価されていないことがあります。評価の運用を柔軟化し、事業者の技術力が適正に評価される仕組みにすることが必要ではないでしょうか。

(政府回答)

平成27年4月から施行された「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成31年2月25日改定「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」)に基づき、総合評価落札方式における評価方法については、調達内容の特性を踏まえ、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等を行うなど、優れた提案が評価されるよう工夫することとしております。